

広島市監査公表第9号

平成15年6月3日

広島市監査委員 中岡隆志
同 野曾原悦子
同 谷川正徳
同 熊本憲三



包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市病院事業管理者から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

- 1 監査の対象 社会保険広島市民病院事業
- 2 監査結果公表年月日 平成13年2月9日（広島市監査公表第3号）
- 3 包括外部監査人 中間 信一
- 4 監査の結果（指摘事項）及び措置内容
 - (1) たな卸資産等の管理状況
 - ア 監査の結果（指摘事項）

薬品のうち麻薬等、特別の定めにより帳簿による管理が求められているものを除き、入出庫の受払を示す受払記録による残高の把握が行われていないが、多品種、多量の薬品といえども継続的な受払記録を作成する必要がある。

また、たな卸減耗損が不効率な使用によって生じたものなのか、受払記録の誤りによるものなのかは不明であるため、薬品の受払記録を整備し、発生原因の調査を実施し、費用削減に努めるべきである。

しかしながら、現行システムによって、1,600品目を超える薬品の受払記録を把握することは作業負担増を余儀なくされ、費用対効果の点で困難であると考えられる。在庫管理のあり方を検討し、一層電算化を進め効率的なシステムを構築することが必要である。
 - イ 措置内容

薬品在庫管理システムにオーダーリング情報を取り込み、払出時における在庫管理を徹底するとともに、オーダーリングで対応できない返納・破損情報等は、手書き伝

票等により整理し、継続的な受払記録を作成することとした。

また、これまで年度末に行っていた実地たな卸しについては、特定の薬品について、実施回数を複数回とした上で随時受払記録との突合を行い、たな卸し減耗損の発生原因の把握に努めた。

(2) 収入事務及び債権管理の執行状況

ア 監査の結果（指摘事項）

平成12年度において実施された医業未収金の滞納整理事務は、平成10年度及び11年度に発生した医業未収金について郵便等で催告を行っている。したがって、訪問による徴収、電話による催告は定期的には行われていない状況にあり、現在の滞納整理事務は回収実績があがるものとは言い難い。

平成12年度の監査委員による監査において指摘等がされているところであるが、滞納分の医業未収金の迅速な回収のためには、訪問による徴収、電話による催告を定期的を実施することが望まれる。

イ 措置内容

電話による催告については定期的を実施すること、訪問による徴収については、債権額とそれに係る人件費等、費用対効果を勘案のうえ随時実施することとした。